

ID: 3

担当部署: 総務課

処分の概要	禁止及び退去命令等		
例規名 根拠条項	八頭町役場庁舎等管理規則 第8条第1項		
例規番号	平成17年規則第8号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(禁止及び退去命令等)</p> <p>第8条 庁舎等管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、庁舎の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、その行為を禁止し、又は庁舎から退去し、又は違反に係る物件を撤去することを命ずることができる。</p> <p>(1) 旗、のぼり、宣伝板等を庁舎に持ち込む者</p> <p>(2) 正当な理由がなく凶器又は人の身体若しくは庁舎等に危害を及ぼすおそれがある品物を所持する者</p> <p>(3) 粗野若しくは乱暴な言動で他人に迷惑を及ぼし、又は庁舎等の施設若しくは設備を破損するおそれがある者</p> <p>(4) 面会を強要する者</p> <p>(5) 退庁時刻を過ぎて、なお庁舎等に長居している者</p> <p>(6) 火災予防上危険を伴う行為をし、又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(7) この規則に違反する行為をしている者</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止に支障をきたすような行為をし、又はしようとする者</p> <p>2 庁舎等管理者は、前項の規定による違反に係る物件の撤去命令に従わない者があるとき、若しくはその者が判明しないとき、又は緊急の必要があるときは、これを撤去し、又は搬出することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日